

## 競争参加者の資格に関する公示

令和7・8年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。また、別記1に掲げる提出先に申請書を提出すれば、その資格は独立行政法人国立印刷局の全ての機関において有効です。

令和6年10月31日

独立行政法人国立印刷局

理事長 大津 俊哉

◎ 調達機関番号 562 ◎ 所在地番号 13

### 1 契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

(掲載の順序 契約の種類：業種の区分)

(1) 建設工事（総合建設工事）

1 土木一式工事 2 建築一式工事

(2) 建設工事（総合建設工事以外の工事）

1 大工工事 2 左官工事 3 とび・土工・  
コンクリート工事 4 石工事 5 屋根工事  
6 電気工事 7 管工事 8 タイル・れんが・  
ブロック工事 9 鋼構造物工事 10 鉄筋工  
事 11 舗装工事 12 しゅんせつ工事 13 板  
金工事 14 ガラス工事 15 塗装工事 16 防  
水工事 17 内装仕上工事 18 機械器具設置  
工事 19 熱絶縁工事 20 電気通信工事 21  
造園工事 22 さく井工事 23 建具工事 24  
水道施設工事 25 消防施設工事 26 清掃施  
設工事 27 解体工事 28 その他

(3) 測量・建設コンサルタント等

1 測量 2 建築士事務所 3 建設コンサルタント  
4 地質調査 5 補償コンサルタント  
6 土地家屋調査 7 計量証明 8 その他

2 資格審査の受付期間

令和7・8年度資格審査の受付は、令和6年10月31日から令和6年12月13日までの間とする。(この期間を定期審査期間とする。)

なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3 競争参加資格の申請

(1) 申請書の入手方法

申請書は、インターネットにより独立行政法人国立印刷局のホームページ

(URL:<https://www.npb.go.jp/zyohoteikyoo/finance/nyusatu/shikaku.html>)にアクセスし入手できる。

また、郵送による申請書の入手を希望する者は、別記1の提出先宛てに返信用の郵便切手を貼付した封筒を同封の上、封書により申し込むこと。

なお、上記の方法で入手した申請書で申請すること。

(2) 申請書の提出方法

次に掲げる書類を添え、別記1の提出先宛てに郵送により提出すること。

また、公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものとする(写しでも可。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明で

あるものに限って有効とする。以下同じ。)

(3) 添付書類

申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

イ 建設工事

(イ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

(ロ) 工事経歴書

(ハ) 営業所一覧表

(ニ) 次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。）又はその写し

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

(ホ) 建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(ヘ) 適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(ト) 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

- (チ) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）
- (リ) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）
- (ヌ) 資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

令和5・6年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の（ル）～（リ）の書類を合わせて添付するものとする。

- (ル) 更生手続等開始の決定書の写し
- (リ) 貸借対照表及び損益計算書
- (ロ) 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

#### ロ 測量・建設コンサルタント等

- (イ) 測量等実績調書
- (ロ) 技術者経歴書
- (ハ) 営業所一覧表
- (ニ) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
- (ホ) 登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(ハ) 次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。）又はその写し

A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B 法人税（法人の場合）

C 所得税（個人の場合）

(ト) 財務諸表類（直前1年度分）

(チ) 資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

[注]

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって(ニ)及び(ホ)に掲げる書類並びに(ロ)及び(ト)に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

イ 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）測量法第55条の8に規定する書類の写し

ロ 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

ハ 地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）  
地質調査業者登録規程第7条第1項

に規定する現況報告書の写し  
ニ 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

- (4) 申請書等の作成に用いる言語等  
イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
ロ 添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### 4 競争に参加することができない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者  
(2) 次の各号の一に該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

ヘ 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者

イ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格の審査の申請にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のもの。）を受けていない者

ロ イに記載する審査を受けている者のうち、3(2)に掲げる方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知を受けていない者

(4) 測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

## 5 競争参加者の資格及びその審査

(1) 建設工事については、総合評定値通知書の総合評点を付与数値とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等については、3(2)に示す窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもつて行うものとする。

(3) 競争に参加できる者の資格は、上記(1)又は(2)により付与された数値を、別記2の区分(1)に基づいて格付けをする。

6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送等）する。

7 資格の有効期間

(1) 定期審査による資格

令和6年12月13日までに受け付けた競争参加資格の有効期限は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 随時審査による資格

令和6年12月14日以降に受け付けた競争参加資格の有効期限は、資格を付与したときから令和9年3月31日までとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先  
独立行政法人国立印刷局ホームページにより公表する。

9 その他

同一業種内での經常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（經常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

10 令和6年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における4(3)イの規定の適用については、「令和5年6月16日以降」及び「申請をする日の1



年 7 月 前 の 日 よ り 後 」 と あ る の は 、 「 令 和 4  
年 10 月 29 日 以 降 」 と す る 。

別 記 1 提 出 先

独 立 行 政 法 人 国 立 印 刷 局 財 務 部 契 約 課 資 格  
審 査 受 付

〒 105-8445 東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2-2-5

電 話 03-3587-4315、FAX 03-3587-4478

令 和 7 年 2 月 下 旬 か ら 〒 105-8445 東 京 都  
港 区 虎 ノ 門 2-2-3 虎 ノ 門 ア ル セ ア タ ワ ー へ 移  
転 予 定

別 記 2 業 種 別 等 級 区 分 及 び 予 定 価 格 の 範 囲

〔 掲 載 順 序 業 種 の 区 分 (1) 付 与 数 値 : 等 級 (2)  
等 級 : 予 定 価 格 の 範 囲 〕

1 建 設 工 事 ( 総 合 建 設 工 事 )

- (1) 1,250 以上 : A
- 1,100 以上 1,250 未 満 : B
- 850 以上 1,100 未 満 : C
- 850 未 満 : D

- (2) A : 72,000 万 円 以 上
- B : 30,000 万 円 以 上 72,000 万 円 未 満
- C : 6,000 万 円 以 上 30,000 万 円 未 満
- D : 6,000 万 円 未 満

2 建 設 工 事 ( 総 合 建 設 工 事 以 外 の 工 事 )

- (1) 900 以上 : A
- 700 以上 900 未 満 : B
- 700 未 満 : C
- (2) A : 1,500 万 円 以 上
- B : 500 万 円 以 上 1,500 万 円 未 満
- C : 500 万 円 未 満

3 測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等

- (1) 145 以上 : A
- 85 以上 145 未 満 : B
- 30 以上 85 未 満 : C
- (2) A : 1,000 万 円 以 上
- B : 350 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満

C : 350 万円 未 満